

子どもの権利を保障する大人の責務

保護者の責務 (第9条)

- ◇子どもの健やかな育ちに関する第一義的な責任者であることを認識し、子どもの年齢及び発達に応じた養育に努めなければなりません。
- ◇子どもに対し、いかなる理由によっても体罰及び虐待を行ってはなりません。
- ◇子どもが自らの権利を正しく理解し、他者の権利を尊重できるよう支援するものとします。
- ◇市が実施する子どもに関する施策に積極的に関わるよう努めるものとします。

地域住民等の責務 (第11条)

- ◇子どもの豊かな人間性が人、自然、社会及び文化との関わりの中で育まれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努めるものとします。
- ◇安全で安心して過ごすことができる地域づくりにより、犯罪、いじめ及び虐待から子どもを守るよう努めるものとします。
- ◇子どもが地域社会の一員として、地域の活動に参加できる機会の確保に努めるものとします。
- ◇市が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めるものとします。

子どもの居場所の確保 (第12条)

市及び地域住民等は、子どもが年齢及び発達に応じて、安心して自分らしく過ごすことができる居場所の確保に努めるものとします。

市の取組

- ◇11月20日を「さがみはら子どもの権利の日」と定め、11月に普及・啓発事業を行います。
- ◇子どもに関する施策や取組について、子どもが参加したり、意見を表明する機会を確保するよう努めます。
- ◇子どもが安心して生活できるよう、子育て家庭への支援を行います。
- ◇子どもの権利の侵害に関する相談窓口を設け、子どもの権利救済委員及び子どもの権利相談員を配置します。

子どもの権利の侵害に関する相談窓口 さがみはら子どもの権利相談室(さがみみ)

- ☆場所 青少年学習センター内(中央区矢部新町3-15)
- ☆開設時間 月～金曜日:午後1時～午後8時 土曜日:午前10時～午後5時
(祝日、年末年始、青少年学習センター休所日を除く)
- ☆相談電話 042-786-1894 (子ども専用 0120-786-108)



施設関係者の責務 (第10条)

- ◇子どもが主体的に学び、育つことができるよう、子どもの年齢及び発達に応じた必要な支援を行うよう努めなければなりません。
- ◇子どもに対し、いかなる理由によっても体罰及び虐待を行ってはなりません。
- ◇子どもに対するいじめ、体罰及び虐待を未然に防止するとともに、これらの解決を図るため、関係機関等と連携するものとします。
- ◇子どもが自らの権利を正しく理解し、他者の権利を尊重できるよう必要な支援に努めるものとします。
- ◇施設関係者は、市が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めるものとします。

市の責務 (第8条)

- ◇子どもの権利を尊重し、及び保障するために、子どもに関する施策を実施しなければなりません。
- ◇子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等がそれぞれの立場で子どもの最善の利益を実現することができるよう、必要な支援を行わなければなりません。
- ◇子どもの権利に関して、子ども、保護者、施設関係者及び地域住民等の理解を深めるために、普及及び啓発に努めなければなりません。

青少年健全育成啓発
リーフレット

保護者向け

子どもの夢 輝く みんなでつながりあうまち さがみはら

これからの相模原を築いていく子どもたちが、いきいきと育つことができるよう、健全育成に役立つ情報や、各種相談窓口をご案内します。
家庭における子育てや、助言の参考としてください。

地域には子どもたちが参加できる様々な青少年団体があります！
子ども同士の繋がりの中で、コミュニケーション能力等を育む事が期待できます。

子供が「生きる力」を育む上で、自然体験をはじめ文化・芸術や科学に直接触れる体験的な活動が重要である。(出典 内閣府「令和3年版子供・若者白書」)

少年少女合唱団

(相模原市少年少女合唱団)
対象: 市内在住か在学の小学生～高校生
みんなでたのしく合唱してみませんか?いろいろな学校のお友達ができます。日本の歌や世界の歌、オリジナル曲などを歌います。練習の見学も大歓迎です。



ボーイスカウトガールスカウト 子ども会

(相模原市スカウト連絡協議会)
対象: 市内在住か在学の小学生
現在市内では、ボーイスカウト7個団、ガールスカウト2個団が活動しています。キャンプやハイキングなどの野外活動や、いろいろなボランティア活動を行っています。



(相模原市子ども会育成連絡協議会)
地域の友達をたくさん作りませんか? 野外活動やスポーツ大会、クリスマス会など、各地区の子ども会ではそれぞれ楽しいイベントを行っています。



活動日時や入会方法など、
詳しくはお問合せください。
相模原市青少年学習センター
TEL: 042-751-0091



青少年関係団体の紹介
(市ホームページ)

鼓笛バンド (相模原市少年鼓笛バンド連盟)

対象: 市内在住か在学の小学生
小学生隊10隊とリーダー隊1隊の合計11隊が活動しています。市民まつりでのパレードをはじめ、市内各種イベントなどで演奏しています。11月と3月に大きな演奏発表会があります。



各種相談窓口

●印は祝日・年末年始は休みとなります

【育児やしつけなどの相談】

緑子育て支援センター
☎042-775-8815 かながわ子ども
中央子育て支援センター 家庭110番相談LINE
☎042-769-9221
南子育て支援センター
☎042-701-7700
(●月～金8:30～17:00)



【不登校、交友関係】

青少年相談センター
中央相談室 ☎042-752-1658
相模湖相談室 ☎042-682-7020
城山相談室 ☎042-783-6188
南相談室 ☎042-749-2177
(●月～金9:00～17:00)

【いじめなど】

さがみはら子どもSOSダイヤル
☎042-707-7053
(24時間 毎日)

【ヤングテレホン】

子どもや保護者の悩み・心配等の相談
☎042-755-2552
(●月～金15:30～21:00
●土13:00～17:00)

【差別や虐待などの人権問題の相談】

みんなの人権110番
☎0570-003-110
(●月～金8:30～17:15)

24時間対応QRコード
(返信には数日要)



相模原市立青少年学習センター

〒252-0207相模原市中央区矢部新町3-15 電話 042-751-0091

(令和5年11月)

子どもたちを取り巻く危険に注意！！

1. 子どもが巻き込まれやすいインターネットトラブル

インターネットは便利、できることがたくさんある・・・しかし、落とし穴もスマホやタブレット端末のことはよくわからない？知らないことでお子さんが危険にさらされていませんか？子どもを守るために、トラブルの事例や予防策を知っておきましょう。

金銭的トラブル

【ワンクリック請求】

インターネットでアダルトサイトや動画を見る場合、「18歳以上ですか？」の質問に「はい」や「OK」をクリックすると、「登録完了 料金〇〇万円」と請求画面が表示され、消すことができなくなる、といった事例があります。また、相談先をインターネットで検索し、連絡をとると高額な費用を請求されるという二次被害の事例も多く見られます。

請求画面については、契約が成立したと思わせる架空の請求であることから、あわててお金を支払う必要はなく、こちらから連絡もしてはいけません。

【オンラインゲーム課金】

ゲームのプレイ自体は無料でも、強くなるためのアイテムやゲーム内通貨の購入などに、課金される場合がほとんどです。ゲームでアイテムを購入する際、**内緒で親のクレジットカードを使用して決済するなどのトラブル**が発生しています。

SNSを通じたトラブル

近年、SNSの活用が身近になり、便利な世の中になったと同時に、子どもたちが事件や犯罪に巻き込まれるきっかけにもなっています。**自らを撮影した画像を他人へ送信してしまう、SNSを通して知り合った人と家出をしてしまう**など、様々な事例が多発しています。

▶インターネット利用の心理的特徴

- ・夢中になって、やめられなくなる。
- ・非対面であるため、意図が伝わりにくい部分がある。
- ・情報が得られず、不確定であることに不安になってしまう。
- ・感情的になりやすくなってしまう。

▶インターネットサービスや使用機器の特性

- ・夢中になって、やめられなくなるようなサービスを提供する。
- ・サービスの提供側から無料をうたって利用を促すなど、様々な勧誘がある。
- ・いつでもどこでもつながることができる。
- ・情報の複製や加工、編集が容易である。

【トラブル未然防止として】

- 普段からスマホやパソコンの利用について、ルールを話し合しましょう。
- トラブルに遭った子どもは一人で悩みを抱えてしまうことがあります。普段から子どもとコミュニケーションを図り、相談しやすい家庭環境づくりを心がけましょう。
- 「フィルタリング」と「ウイルス対策」のペアでセキュリティ対策をおこないましょう。

2. 身近なところに薬物乱用の危険

出典：厚生労働省薬物乱用防止読本

薬物乱用がなぜ「危険」なのかというと、人間が生活していく上で最も大切な脳に悪影響を与えるからです。さらに薬物を乱用し続けると、精神障害を発症し依存症を引き起こす原因になります。**一度、ダメージを受けた脳は、決して元の状態には戻りません。**

■薬物乱用は身近にある

覚せい剤や大麻、シンナー等の違法な薬物だけでなく、危険ドラッグについては、インターネットサイト等で、「ハーブ」「アルマ（アロマ）オイル」「バスソルト」のうたい文句で販売されているものまであります。これらは一般に販売されている「ハーブ」などの製品とはまったく別物で、「合法」でも「安全」でもありません。

■オーバードーズの危険性

多快感を得て精神的な苦痛から逃れようと、医師が処方した薬やドラッグストアで購入した薬を大量摂取することで、内臓の機能低下等の影響や依存症を引き起こす危険性があります。

■誘いを断るコツ

断らないといけないことはわかっている。でも…仲間外れにされてしまうかも？いじめられてしまうかも？という気持ちが邪魔して、悩んでしまうことがあるかもしれない。でも、危険な薬物は、**一度乱用するだけであなたの将来を台無しにしてしまう可能性も！**家族、友人、大切な人を思い浮かべてみよう…。薬物は、あなただけでなく、大切な人も傷つけてしまうのです。

「ダメ。ゼッタイ。」普及運動リーフレット（厚生労働省）



ご存知ですか？ 相模原市子どもの権利条例

これからのさがみはらを築いていく子どもたちを、地域社会全体で見守り、希望ある未来に向けて、子どもたちが生き生きと育つことができるまちの実現を目指して、「相模原市子どもの権利条例」を制定しました。

私たち一人ひとりが、「子どもの権利」について理解し、子どもたちが健やかに成長できるよう取り組んでいきましょう。



子どもの権利とは

生きる権利、いじめや虐待などから守られる権利、意見を表明する権利など、子どもが生き生きと過ごし、健やかに成長していくために欠かすことのできない、子どもの基本的人権です。

子どもの権利保障の基本的な考え方

- 大人は…**
- ◇子どもの最善の利益を実現するため、子どもの権利を、子どもが生まれながらに持っているものとして保障します。
 - ◇子ども一人ひとりを権利の主体として尊重し、年齢や発達に応じて支援します。
- 子どもは…**
- ◇年齢や発達に応じて、様々な世代の人々と触れ合う中で、社会の一員である自覚を持ちましょう。
 - ◇自分の権利が尊重されることと同様に、他者の権利を認めて、尊重しましょう。

子どもにとって大切な権利

条例では、子どもが健やかに成長していくために、保障されるべき権利を定めています。

安心して生きる権利（第4条）

- ◇命が守られ、かけがえのない存在として、大切にされること。
- ◇愛情及び理解をもって育まれること。
- ◇適切な医療が必要に応じて提供されること。
- ◇いかなる理由によっても差別をされないこと。
- ◇安全な環境において生活ができること。

心身ともに豊かに育つ権利（第5条）

- ◇自分らしさが認められ、個人として尊重されること。
- ◇年齢及び発達に応じ、安心できる場所で学び、遊び、及び休息すること。
- ◇自然、歴史等に親しみ、又は文化、芸術等の活動をすることにより、人間性を養うとともに、創造力を育むこと。

自分を守り、守られる権利（第6条）

- ◇いじめ、体罰、虐待等を受けないこと。
- ◇犯罪、危険その他有害な環境から守られること。
- ◇自分の考えが尊重され、不当な扱いを受けないこと。
- ◇プライバシーが守られ、名誉及び信用が傷つけられないこと。
- ◇困ったときに気軽に相談し、適切な支援を受けられること。

地域及び社会に参加する権利（第7条）

- ◇自分の意見を表明すること。
- ◇表明した自分の意見が尊重されること。
- ◇意見を表明するために必要な情報の提供等の支援を受けられること。
- ◇仲間を作り、仲間と集い、又は仲間と活動すること。